

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不適合事象が対象になります。

平成18年8月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋北側二重扉が同時に開放したために、ただちに当該扉を閉めた旨、協力企業の方から当社に連絡がありました。その後、当社社員が現場で二重扉が閉まっていることを確認し、運転上の制限の逸脱並びに復帰を宣言。今後、原因調査	As	8月11日公表済 (PDF17kB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	制御棒駆動水ポンプエリア換気空調系局所空調機（HVH-4）において、フィルタに汚れが認められたため、フィルタを交換	D	
2	1号機	炉心監視システム用プリンタにおいて、「ドラム異常」のメッセージ発生が認められたため、当該プリンタを点検・修理	D	
3	2号機	過渡現象記録装置において、主蒸気圧力の設定信号に出力不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
4	4号機	制御棒価値ミニマイザシーケンス入力用読取り装置の点検時、読取り機能不良が認められたため、当該装置を修理	D	
5	5号機	主蒸気隔離弁室監視モニターカメラの点検時、動作不良が認められたため、当該カメラを修理	D	
6	5号機	給水再循環制御装置の点検時、セット基板のデジタルスイッチに動作不良が認められたため、当該スイッチを修理	D	
7	5号機	タービン建屋屋外へのらせん階段において、手すり下部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	5号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器（A）ろ材保持ポンプ出口弁の「全閉」操作時、開閉表示用ランプの両点灯が認められたため、開閉表示用リミットスイッチを点検・調整	D	
9	6号機	電気品室空調機用冷水ポンプ（B）において、起動不能が認められたため、モータコントロールセンタの当該ユニットを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・ 原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 主要パラメータの緩やかな変化 ・ 人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで